



業務災害保険

(業務災害補償保険)



企業を労働災害リスクから守る

- 加入申込期間：加入始期日の前月末まで
- 加入期間：2023年4月1日午後4時～1年間
(保険期間) 以降毎月1日(2024年3月1日まで)午後4時～1年間

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合があります。)

日常業務の中で起こりうる業務災害 そして貴社に損害賠償責任が発生

建設工事現場での作業中に…

- 従業員の業務中のケガに対する補償への備え
- 使用者賠償責任に対する備え



飲食店の裏側では…

- 従業員の過労死・過労自殺に対する補償への備え
- 使用者賠償責任に対する備え



オフィスに響く怒鳴り声が…

- 雇用慣行賠償責任・使用者賠償責任に対する備え



※これらの事例は、引受保険会社が作成した架空の事例です。

これらの事例における業務災害保険での補償範囲は、プランにより異なります。詳細は5ページ以降をご覧ください。

害… する場合も。



貴社の備えは
万全ですか？

その後どうなった？

後遺障害が残った従業員の男性とその両親が、転落防止のための措置を怠ったとして事業者を提訴！



原告勝訴で

約8,700万円
の高額賠償に！

データで
確認！

業務災害は
年間67万件以上発生しています。
どんな業種でも起こりえます。



1日あたりの被災者数

1,859人

4日以上休業が必要になる方は約3分30秒に1人、
死亡する方は約10時間6分に1人発生しています。

厚生労働省「令和3年度労災保険事業の保険給付等支払状況」より政府労災新規受給者数（通勤災害等を含む）、「令和3年労働災害発生状況」より休業4日以上死傷災害数および死亡災害数

その後どうなった？

亡くなった従業員の遺族が、長時間勤務による過労が自殺の原因として事業者を提訴！



原告勝訴で

約1億2,500万円
の高額賠償に！

データで
確認！

過労死の原因は病気だけではありません。
身体は大丈夫でも
心が病んでしまうことも。



時間外労働の過労死ライン(目安)

勤務問題を原因とする自殺者数

2~6か月間で

月**80時間** 年間**1,935人**

約4時間32分に1人が勤務問題を原因に自殺しています。

厚生労働省通達「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」
厚生労働省／警察庁「令和3年中における自殺の状況」より勤務問題を原因の1つとする自殺者数

その後どうなった？

休職中の収入と慰謝料、治療費などを求めて従業員の男性が上司と事業者を提訴！



原告勝訴で

約6,500万円
の高額賠償に！

法改正を
確認！

2020年6月よりパワハラ防止法*が施行され、
企業は対応を迫られています。

パワハラ防止法*は、「パワーハラスメント」について、初めて定義した法律で、事業主に対してハラスメント防止措置を義務付けています。実際に、パワハラに関するトラブルは年々増加しています。



民事上の
個別労働紛争の
「いじめ・嫌がらせ」
相談件数



相談件数は
10年で
約**1.67倍**に！

厚生労働省「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」
*労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

実際にトラブルが発生したときには、どのような対応が必要になるのでしょうか？ 詳細は次ページへ

業務災害や雇用トラブルが発生した事業者はさまざまな責任を問われる

事業者が発生しうる4つの責任

民事責任

労災上乘せ補償、損害賠償
(逸失利益、慰謝料等)

！ポイント 業務災害等発生時の弁護士への相談

業務災害等のケースによっては、弁護士等に初動対応について相談する必要があります。



！ポイント 補償金の早期支払い

業務中に従業員がケガ等を被った場合、補償金はできるだけ早期に支払うことが重要です。



！ポイント 専門家への相談

外部の専門家を交え、再発防止策を策定。

<例>
コンサルティング事業者等に相談し、再発防止の対策を策定



産業医等に相談し、精神障害による休職者の職場復帰プランを策定



業務災害
過重労働
(事故等)



雇用
トラブル
(ハラスメント等)



補償金の支払い

訴訟の発生

訴訟対応のための弁護士選定(起用)等

損害賠償金の支払い

再発防止対策、職場改善

場合、可能性が 있습니다。



行政責任 行政処分 (営業停止等)

社会的責任 事業者のイメージ低下、世論、マスコミからの批判、信用失墜等

刑事責任 労働安全衛生法違反、業務上過失致死傷罪等

!
ポイント

事業者を守る! 「高額な賠償金」への備え

業務災害で従業員が死亡した場合や重い後遺障害を負った場合などは、事業者が支払う賠償金は高額になります。

■たとえば、一家の大黒柱が死亡し、訴訟となった場合



試算条件 30才 / 男性 / 年収約500万円 (月例給与30万円、賞与約5か月) / 被扶養者2名 (配偶者・子1名)

【計算例】

1 逸失利益

被災しなければ得られたであろう将来の収入金額

約7,760万円

$$\begin{matrix} \text{収入金額 (年収)} \\ 500\text{万円} \end{matrix} \times \left[1 - \begin{matrix} \text{生活費控除率}^{(*)} \\ 30\% \end{matrix} \right] \times \begin{matrix} \text{ライプニッツ係数}^{(**)} \\ 22.167 \end{matrix}$$

(*) 被災者が一家の大黒柱 (被扶養者2名) の場合の控除率

(**) 就労可能年数を37年間とした場合の係数 (2022年12月現在)

2 慰謝料

遺族や本人の精神的苦痛に対する損害

約2,800万円

〔被災者が一家の大黒柱であった場合の金額〕

3 葬祭費用等

被災したことにより、支出を余儀なくされた費用

約400万円

〔治療関係費用、葬祭関係費用、弁護士費用など〕

1 逸失利益 約7,760万円

2 慰謝料 約2,800万円

3 葬祭費用等 約400万円

賠償金
約1億960万円

約9,960万円
は企業の自己負担!

政府労災保険給付金^(*)
1,000万円

遺族補償年金前払一時金

1,000万円

〔給付基礎日額 × 1,000日分〕

(*) 政府労災保険の遺族補償年金は、一時金での給付を選択した場合、この給付された一時金を賠償額から差し引くことができます。



業務災害保険は、業務災害等発生時に
貴社が支出する費用等をしっかり補償します!

補償の概要

お客様のニーズに対応した2つのプランと充実のオプション

基本

の補償

業務上の災害について、政府労災保険の認定とは

従業員・遺族のための補償

業務中の事故で従業員等が死亡したら…



死亡補償保険金

業務中の事故で従業員等に後遺障害が残ったら…



後遺障害補償保険金

業務中の事故で従業員等が入院したら…



入院補償保険金

業務中の事故で従業員等が手術を受けたら…



手術補償保険金

業務中の事故で従業員等が通院したら…



通院補償保険金

従業員等やその遺族から、業務が原因のケガや病気で訴えられたら…



使用者賠償責任補償特約^(※1)

業務中の事故により、従業員等の葬儀費用や捜索費用が必要になったら…



事業者費用補償(ワイド・実損型/ベーシック・実損型)特約^{(※1)(※2)(※3)}

業務が原因または原因だと思われる従業員等のケガなどの再発を防止するため、専門家に相談するなら…



コンサルティング費用補償特約

従業員等にハラスメントなどで訴えられたら…



雇用慣行賠償責任補償特約

(※1) 事業者費用補償(ベーシック/ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」など、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

(※2) ワイド・実損型とベーシック・実損型で補償範囲が異なります。ワイド・実損型では、従業員等の身体障害や「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する損害賠償請求に基づき事業者が負担した各種費用を補償します。ベーシック・実損型では、従業員等の身体障害により死亡補償保険金・後遺障害補償保険金をお支払いする場合および精神障害により休職した場合に限り、事業者が負担した各種費用を補償します。



オプション補償

基本の補償にセットすることで、お客様のニーズに合わせた補償ができます。



従業員等の業務外の事故も補償したいときは…

W B

フルタイム補償特約

業務外において発生した事故によるケガについても、保険金をお支払いします。^(※4)



従業員等の治療代を補償したいときは…

W B

傷害医療費用補償保険金支払特約

医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために費用を負担した場合に医療費用補償保険金をお支払いします。

補償(特約)を任意に
セットできる
「フリープラン」も
あります。



補償で、業務災害等の際のお役に立ちます。

別に保険金をお支払いします(*1)

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合等に保険金をお支払いします。
事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合等に保険金をお支払いします。
事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて180日を限度に保険金をお支払いします。
事故日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて90日を限度に保険金をお支払いします。
従業員等が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。
従業員等が保険期間中に業務中の事故により身体障害を被ったこと等により、事業者が負担した葬儀等の費用や遠隔地での事故による捜索・移送費用などを補償します。
従業員等が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気(業務に従事している間に被ったと疑われる場合を含みます)等により、事業者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うコンサルティングに関する費用を補償します。
従業員等に対して行ったハラスメント・不当解雇等の不当行為、または、第三者に対して行ったハラスメント・人格権侵害に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。 (業務に従事している間に被ったケガまたは病気に基づく損害賠償請求は、「使用者賠償責任補償特約」での補償となります。)

W	ワイドプラン	B	ベーシックプラン
	○		○
	○		○
	○		○
	○		○
	○		○
	○		○
	○ (ワイド・実損型) ^(*3)		○ (ベーシック・実損型)
	○		○
	○		×

(*3)「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされたご加入には、「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。
 「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」については11ページをご覧ください。
 (*4)補償対象者が「記名被保険者の事業主または役員」の場合のみセットできます。
 (*5)八大疾病とは、悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎をいいます。
 (注)すべてのご加入に「業務災害補償保険追加特約」、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」、「サイバーインシデント補償特約」、「死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約」、「使用者賠償責任補償特約」、「コンサルティング費用補償特約」が自動セットされます。

従業員等が就業不能になったときは...

W B

休業補償保険金支払特約

従業員等が身体障害により、事故日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、免責期間を超えて就業不能である期間1日につき補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。

従業員等が八大疾病や精神障害の発病または親族の介護のために休職したときは...

W B

特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約^(*5)

役員等および従業員が八大疾病^(*5)や精神障害の発病または対象親族の介護のために保険期間中に連続して31日以上休業した場合に、事業者が負担した社会保険料や職場復帰のための環境整備費用などを補償します。

主なメリット

全国商工会連合会 業務災害保険の主なメリット

メリット1

44%割引^{※1}+リスク診断割引 0~25%^{※2}
最大58%割引

※1 被保険者数割引(20%)、損害率による割引(30%)が適用されます。

※2 引受保険会社所定の告知事項にご回答いただいたことにより、
最大25%まで割引が適用されます。



メリット2

スピーディーな保険金支払い!

労災事故が発生した場合、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします^(*)。

(*) 事業者費用補償(ベーシック/ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」など、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

事故発生!

労災認定とは別に

保険金をお支払い!

メリット3

経営事項審査の加点対象 (2022年12月1日時点)

経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、

「労働福祉の状況(W1)」において15ポイントの加点評価が得られます。

(注1) 死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をともに補償すること等、所定の要件を満たすことが必要です。

(注2) 自動車搭乗中補償対象外特約をセットした場合、経営事項審査の加点対象外となる可能性があります。

メリット4

充実した付帯サービス! (すべてのご加入に付帯されます。)

人事・労務相談デスク

メンタルヘルスサポート

法律・税務・人事労務相談

貴社の人事・労務に関するお悩みにお答えする充実の付帯サービスです。メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。

ストレスチェック支援サービス

貴社における「ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査)」実施のためのWEB環境(受検~結果出力)を無料で提供します。

詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

付帯サービスのご説明

人事・労務相談デスク

(注1) すべてのご加入に付帯されるサービスです。
(注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)



メンタルヘルスサポート

[受付時間] 平日 10:00~17:00

マネジメントサポート

EAPコンサルタント(*)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルスオプションサービス(有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(*)EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

法律・税務・人事労務相談

[受付時間] 平日 10:00~17:00

法律相談(予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

税務相談(予約制)

税理士が、会社経営や事業継承のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

人事労務相談(予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。

職場におけるハラスメント対策、問題などの相談についても、社会保険労務士、弁護士がお答えします。



ストレスチェック支援サービス

(注) すべてのご加入に付帯されるサービスです。

厚生労働省が推奨する、57項目に準拠したストレスチェックをWEBで実施できるサービスです。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。(無料)

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者(*)」のもとでご利用いただく必要があります。
(*)医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士または公認心理師をいいます。

- | | | |
|-----------|----------------|---|
| 注意 | 人事・労務相談デスク | ◆サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする普通保険約款・特約をご覧ください。
◆お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
◆海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 |
| | ストレスチェック支援サービス | ◆通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、本サービスをご利用いただけません場合があります。
◆サービスの詳細はチラシ・提案書等をご覧ください。 |
| | 共通 | ◆各サービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
◆各サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。 |

ご加入の条件等

保険契約者

この保険は全国商工会連合会が保険契約者となる団体契約です。

被保険者

補償の内容によって、被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)*が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

記名被保険者

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者(保険契約により補償を受けられる方)をいいます。

この保険の加入者および記名被保険者となれる方は、次の①、②の条件をいずれも満たす事業者の方です。

- ①各地商工会の会員事業者
- ②日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者

(注1)一部対象とならない業種もあります。詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注2)政府労災保険にご加入の会員事業者の方のみに限ります。ご加入時に必ずご確認ください。

(注3)一人親方など、個人事業主ご本人のみを補償対象とする加入のお引受はできませんのでご注意ください。

加入方式・保険料

業務災害保険の加入方式は「売上高方式」です。

保険料は、以下に基づいて決定し、ご加入の際に決定する「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。

●売上高方式*

加入申込時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」および引受条件等

(*)新設法人等で、「加入申込時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」が存在しない場合には、資料等により確認可能な「事業計画値」に基づいて保険料を算出します。この場合、「事業計画値」に基づいて算出した保険料は「あらかじめ確定した保険料」になりますので、保険期間終了後に実際の「売上高」・「完成工事高・売上高」をご通知いただく必要はありません。

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできませんのでご注意ください。

お引受できない加入(補償対象者)の例

- ・シルバー人材センターの会員・登録者
- ・愛好会・クラブ等の会員
- ・労働組合の組合員

●売上高方式

下表の区分I~IVすべての方が補償対象者となります。(区分を限定してお引受することはできません。)

区分	補償対象者区分	内容
I	役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます。)
II	従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます。)
III	下請負人等	〈記名被保険者が建設業者の場合〉 下請負人(*1) 〈記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合〉 備車運転者(*2)
IV	派遣、委託作業者等	I~III以外で、専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

(*1)建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

(*2)貨物自動車運送事業者と締結された請負契約による請負人(数次の請負による場合は1次請負人に限ります。)および業務委託契約における受託人(数次の業務委託による場合は1次受託人に限ります。)をいいます。なお、備車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

このパンフレットで
ご案内している補償・特約について、
詳細をご確認いただける
『<パンフレット別冊>
主な補償・特約のご説明』を
全国商工会連合会ホームページ
(<https://www.shokokai.or.jp/>)に
掲載しています。



今すぐ『<パンフレット別冊>主な補償・
特約のご説明』をご確認される場合は
コチラ!



『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』で
ご説明している内容

- 補償内容
- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金をお支払いしない主な場合
- お支払いする保険金の額



保険金のお支払いについて

この保険では、日本国内・日本国外における加入期間(保険期間)の事故による損害が補償の対象となります。(使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約、コンサルティング費用補償特約を除きます。)

業務災害保険の補償内容の概要をご説明します。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

基本の補償

従業員・遺族のための補償

ワイドプラン、ベーシックプラン

以下に該当した場合、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

死亡補償保険金 (死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)

ワイドプラン ベーシックプラン

■ 保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が発生した場合

- (1) 補償対象者が、業務に従事している間に傷害およびこの特約の別表に定める症状を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- (2) 補償対象者が、労災認定された疾病等および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状を発症し、その直接の結果として死亡した場合



■ お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

後遺障害補償保険金 (死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)

ワイドプラン ベーシックプラン

■ 保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が発生した場合

- (1) 補償対象者が、業務に従事している間に傷害および業務に起因して発生した症状を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
- (2) 補償対象者が、労災認定された疾病等が発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合



■ お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%~4%を限度に保険金をお支払いします。

入院補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)

ワイドプラン ベーシックプラン

■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合

■ お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、【入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。



手術補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)

ワイドプラン ベーシックプラン

■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合

■ お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。

- ① 入院中に受けた手術の場合 :【入院補償保険金支払限度日額】×10
- ② ①以外の手術の場合 :【入院補償保険金支払限度日額】×5



通院補償保険金 (通院補償保険金支払特約)

ワイドプラン ベーシックプラン

■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として通院した場合

■ お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。



基本の補償 従業員・遺族のための補償 共通 保険金をお支払いしない主な場合

● 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤ 風土病
- ⑥ 職業性疾病等
- ⑦ 補償対象者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑧ 補償対象者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑨ 原因がいかなるときでも、補償対象者の誤嚥(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること)をいいます。)によって生じた肺炎 等

● 次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 補償対象者の故意または重大な過失(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。)
- ② 補償対象者の自殺行為(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。)
- ③ 補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故
- ④ 補償対象者の脳疾患、疾病(職業性疾病等は含みません。)(または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合には、保険金をお支払いします。))
- ⑤ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑦ 補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間 等

保険金のお支払いについて

基本の補償

事業者を守るための補償

ワイドプラン、ベーシックプラン

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

使用者賠償責任補償特約

使用者賠償保険金

■保険金をお支払いする場合

補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害を被ったことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき

- ①労災保険法等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)
- ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③次のいずれか高い金額
 - (ア)被保険者が災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額
 - (イ)被保険者がこの特約がセットされた保険契約の保険金の支払いによって法律上の損害賠償責任を免れる金額

■お支払いする保険金の額

- (1)補償対象者1名および1回の災害につき、【損害賠償責任額】-【上記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】(以下、「正味損害賠償金額」といいます。)を保険金としてお支払いします。ただし、被保険者の数にかかわらず、支払限度額を限度とします。
- (2)1回の災害によって複数の補償対象者が身体の障害を被った場合、1回の災害について保険金としてお支払いする正味損害賠償金額の総額は、身体の障害を被ったそれぞれの補償対象者について定められている1回の災害の支払限度額のうち、最も大きい額を限度とします。

ワイドプラン

ベーシックプラン



使用者費用保険金

■保険金をお支払いする場合

補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害を被ったことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用、示談交渉費用、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合

■お支払いする保険金の額

上記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。

事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約

■保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者が下記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき

- (1)死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合
- (2)労災保険法等によって給付が決定した精神障害により補償対象者が休職した場合

■お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、下記(a)に規定する費用については、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限ります。

また、補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。

(a)上記「保険金をお支払いする場合」(1)に該当した場合

- ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
- ③事故現場の清掃費用等の復旧費用
- ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
- ⑤その他死亡補償保険金または後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。

(b)上記「保険金をお支払いする場合」(2)に該当した場合

- ①補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用
- ②補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用

ベーシックプラン



事業者費用補償(ワイド・実損型)特約

※「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。

ワイドプラン

■保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者が下記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき

- (1)補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合
- (2)「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合

■お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。

ただし、次の①から⑥および⑨に規定する費用については、上記「保険金をお支払いする場合」に記載された事象の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限ります。また、補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。

- ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
- ③上記「保険金をお支払いする場合」(1)の原因となった事故現場の清掃費用等の復旧費用
- ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
- ⑤上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用
- ⑥上記「保険金をお支払いする場合」(1)の事象と同種の事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用
- ⑦精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用
- ⑧精神障害により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用
- ⑨その他普通保険約款またはこの保険契約にセットされる特約の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。



特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約

※「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされたご加入に自動セットされます。

ワイドプラン

■保険金をお支払いする場合

補償対象者が保険期間中に特定感染症を発病した場合に、その発病の日からその日を含めて180日以内に、記名被保険者が下記「お支払いする保険金の額」①～⑤の費用を負担したとき

■お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の①～⑤の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、一連の発病につき、事業者費用補償特約支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

- ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ②特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用
- ③特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
- ④特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用
- ⑤特定感染症を発病した補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用





補償・特約の詳細は「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」をご確認ください!



基本の補償

事業者を守るための補償

ワイドプラン、ベーシックプラン

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

コンサルティング費用補償特約

ワイドプラン ベーシックプラン

■ 保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者が、日本国内で行うコンサルティングに関する下記「お支払いする保険金の額」①～③の費用を負担したとき

- (1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体の障害を被った場合（業務に従事している間に身体の障害を被ったと疑われる場合を含みます。）
- (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合



■ お支払いする保険金の額

被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て次の①～③の費用を実際に負担し、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、補償対象者1名につき、100万円を限度とします。

- ① 上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した場合の相談等対応の費用
- ② 再発防止対応の費用
- ③ 上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等の方法の策定の費用

雇用慣行賠償責任補償特約

(注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社保険証券(写)を添付してください。

ワイドプラン

■ 保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内において行った次のいずれかの行為によって、保険期間中に補償対象者または第三者から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合

- (1) 補償対象者に対して行った不当行為（不当解雇等、差別的行為、ハラスメント 等）
- (2) 第三者ハラスメント。ただし、上記(1)に該当する場合を除きます。

■ お支払いする保険金の額

一連の損害賠償請求および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。



オプション補償

① すべてのプランにセット可能な特約

フルタイム補償特約

※補償対象者が「記名被保険者の事業主または役員」の場合のみセットできます。

■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者が記名被保険者の業務に従事していない間にケガを被った場合で、次の①～⑬の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。

- | | | |
|-------------------------|------------------------|------------------|
| ① 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 | ⑥ 退院時一時補償保険金支払特約 | ⑪ 事業者費用補償(定額型)特約 |
| ② 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 | ⑦ 長期療養補償保険金支払特約 | ⑫ 被災労働者支援費用補償特約 |
| ③ 通院補償保険金支払特約 | ⑧ 休業補償保険金支払特約 | ⑬ コンサルティング費用補償特約 |
| ④ 傷害医療費用補償保険金支払特約 | ⑨ 事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 | |
| ⑤ 入院時一時補償保険金支払特約 | ⑩ 事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 | |



■ お支払いする保険金の額

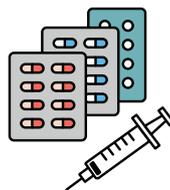
それぞれの補償保険金の額に従います。

傷害医療費用補償保険金支払特約

■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合で、補償対象者が次のいずれかの費用を負担したとき。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額に限りま。

- ① 治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他補償対象者が病院・診療所に支払った費用
- ② 入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限りま。)
- ③ 医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用



■ お支払いする保険金の額

1回の事故および補償対象者1名につき、医療費用補償保険金支払限度額または補償対象者が負担した費用の額のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。

休業補償保険金支払特約

(注) 免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、補償期間は90日、180日、365日、730日のいずれかをそれぞれご選択いただけます。

■ 保険金をお支払いする場合

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合

■ お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、【休業補償保険金支払限度日額】×【就業不能期間の日数】を限度に保険金をお支払いします。



保険金のお支払いについて

オプション補償

①すべてのプランにセット可能な特約

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、次の①～⑯の特約をセットしているときに保険金をお支払いする特約です。また、「使用者賠償責任補償特約」において、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、保険金をお支払いします。ただし、「使用者賠償責任補償特約」第7条(支払保険金)に規定する額または1億円のいずれか低い額が限度となります。

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 | ⑨特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約 |
| ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 | ⑩疾病補償(医療費用実損型)特約 |
| ③通院補償保険金支払特約 | ⑪疾病補償(入院日額型)特約 |
| ④傷害医療費用補償保険金支払特約 | ⑫事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 |
| ⑤入院時一時補償保険金支払特約 | ⑬事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 |
| ⑥退院時一時補償保険金支払特約 | ⑭事業者費用補償(定額型)特約 |
| ⑦長期療養補償保険金支払特約 | ⑮被災労働者支援費用補償特約 |
| ⑧休業補償保険金支払特約 | ⑯コンサルティング費用補償特約 |

天災危険補償支払限度額設定特約

(注)「天災危険補償特約」と必ずセットでお引受けします。

天災危険補償特約で補償する保険金の支払限度額(補償対象者1名あたり、1事故・保険期間通算)を設定するための特約です。支払限度額は次のとおり設定されます。

1事故・補償対象者1名あたり	支払保険金(上記の①～⑯の特約の規定により算出した支払保険金をいいます。)の合計額、または5,000万円のいずれか低い額
1事故・保険期間通算(記名被保険者あたり)	10億円

特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約

補償対象者が特定感染症を発病しその直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、初年度加入の場合、この保険契約の始期日からその日を含めて10日以内に特定感染症を発病したことによる損害については保険金をお支払いしません。

- ①後遺障害が生じた場合 ②入院した場合 ③通院した場合 ④就業不能となった場合

特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約

次のいずれかの事象により、補償対象者が保険期間中に休業を開始し、連続して休業した期間が31日以上となった場合に、記名被保険者が負担した費用^(※)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、補償対象者1名につき、補償期間中100万円を限度とします。

- ①補償対象者が、八大疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎)または精神障害を発病した場合
②補償対象者が、対象親族の介護のために介護休業を取得した場合

(※)その補償対象者に対する社会保険料、またはその補償対象者が職場復帰するための職場環境整備費用等、その額および用途が社会通念上妥当な費用とします。

保険金の請求に関する特約

記名被保険者が補償対象者に対して補償金を支払う前に、保険金^(*)の支払いを引受保険会社に請求することができる特約です。なお、この特約をセットしていただく際、ご加入時に、記名被保険者および補償対象者代表の方から「業務災害補償保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただく必要があります。

(*)次の①～⑩の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 | ⑥退院時一時補償保険金支払特約 |
| ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 | ⑦長期療養補償保険金支払特約 |
| ③通院補償保険金支払特約 | ⑧休業補償保険金支払特約 |
| ④傷害医療費用補償保険金支払特約 | ⑨疾病補償(医療費用実損型)特約 |
| ⑤入院時一時補償保険金支払特約 | ⑩疾病補償(入院日額型)特約 |

被災労働者支援費用補償特約

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、事故発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、記名被保険者が負担した費用^(※)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、1回の事故につき補償対象者1名ごとに、100万円を限度とします。

(※)その補償対象者や対象親族の交通費、または宿泊施設の客室料等、その額および用途が社会通念上妥当な費用とします。

②「フリープラン」でセット可能な特約

事業者費用補償(定額型)特約

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金(第7級以上)が支払われる場合に、その支払内容に応じて、事業者費用補償保険金を定額でお支払いします。

重要事項のご説明

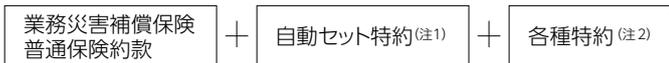
契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください
 いただきたい事項

■この書面は、業務災害保険(業務災害補償保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。■お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。■この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約(以下、「普通保険約款・特約」といいます。)に記載していますのでご確認ください。普通保険約款・特約は全国商工会連合会のホームページに掲載しています。■申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。■この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み **契約概要**



この保険には補償範囲の異なる2つのプラン「ワイド」「ベーシック」があり、いずれかのプランをご選択のうえ加入していただけます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類は「2.(1)⑥記載のお支払いの対象となる保険金の種類」をご参照ください。なお、2つのプラン以外にフリープランでのご加入も可能です。

(注1) 次の特約となります。

- ・業務災害補償保険追加特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・サイバーインシデント補償特約

(注2) 業務災害保険(業務災害補償保険)では次の特約が必ずセットされます。

- ・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約
- ・使用者賠償責任補償特約
- ・コンサルティング費用補償特約

セットできる主な特約については「2.(1)⑥記載のお支払いの対象となる保険金の種類」「2.(2)セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者 **契約概要**

補償の内容によって、被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

② 記名被保険者 **契約概要**

P9記載の「記名被保険者」のとおりです。

③ 補償対象者 **契約概要**

P9記載の「補償対象者」のとおりです。

④ 保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

P10~13およびパンフレット別冊記載の「保険金をお支払いする場合」および「特約の説明」のとおりです。

⑤ 保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

P10およびパンフレット別冊記載の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

⑥ お支払いの対象となる保険金の種類 **契約概要** **注意喚起情報**

P10~13およびパンフレット別冊記載の「保険金をお支払いする場合」および「特約の説明」のとおりです。

(2) セットできる主な特約 **契約概要**

セットできる主な特約は、「(1) 補償内容 ⑥お支払いの対象となる保険金の種類」のとおりです。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 複数のご契約があるお客様へ **注意喚起情報**

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(業務災害補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や支払限度額・日額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回セットしていただく補償特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
① 使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター(建設業用) 使用者賠償責任補償特約

② 事業者費用補償 (定額型/ベーシック・実損型/ワイド・実損型)特約	労働災害総合保険 災害付帯費用補償特約
③ 雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター(建設業用) 雇用慣行賠償責任補償特約
④ コンサルティング費用補償特約	労働災害総合保険 コンサルティング費用補償特約

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

① 加入期間(保険期間)

加入期間(保険期間)(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「加入期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(5) 支払限度額・日額 **契約概要** **注意喚起情報**

支払限度額・日額は、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。お客様が実際にご加入いただく支払限度額・日額につきましては、加入申込票の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。なお、支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

① 保険料

保険料^(注)は、支払限度額・日額、事業種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

② 被保険者数割引の適用

ご加入いただいた被保険者の数にたがって、被保険者割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により割引率が変わる場合があります。

③ 損害率による割増引

この団体契約に加入されるすべての加入者共通の割増引として、損害率による割増引が適用されます。割増率は、過去の一定期間の保険料の合計に対するお支払いした保険金の合計の割合等に応じて変動します。このため、保険金のお支払状況により翌年度の割増引率が変わる場合があります。

(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

裏表紙をご参照ください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで^(注)に保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご加入を解除する場合があります。

(注) 口座振替で保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

4. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務(ご加入時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

- (1) 加入者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、**加入申込票**(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。
(注) この保険に加入申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
- (3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2.クーリングオフ(ご加入のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3.その他

保険料算出のための確認資料
ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料(注)を引受保険会社にご提出いただきます。
詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
(注)引受保険会社様式による「申告書」等をいいます。

ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

- (1) ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が加入者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。**ご連絡がない場合、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。**

【通知事項】

- ① 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ② ご加入時にご提出いただいた加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

- (2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ① 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ② 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2.解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

- (1) ご加入を途中で脱退(解約)する場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- (2) ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (3) 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3.加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4.失効について 注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

5.調査について

保険契約に関して必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご加入を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1.事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等
事故が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

損害の発生および拡大の防止または軽減

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- (2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等
被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	○	○	○
(2)引受保険会社所定の事故状況報告書	事故状況報告書兼証明書、労働者死傷病報告(写)	○	○	○
(3)公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書 等	○	○	○
(4)補償対象者であることを確認するための書類	従業員名簿(写)、雇用契約書(写)、請負契約書(写)、発注書(写) 等	○	○	○
(5)死亡診断書または死体検案書および補償対象者の戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、補償対象者の戸籍謄本および遺族の戸籍謄本	○		
(6)後遺障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類 等	○		
(7)労災認定を受けたことを確認できる書類(労災認定された疾病等によって生じた損害の場合)	労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)	○	○	○

その他ご留意いただきたいこと

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
(8)記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類(補償対象者に対して補償金を支払った後に保険金を請求する場合)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書	○	○	○
(9)保険金を補償金に充当することについての補償対象者または、その補償対象者の遺族の承諾書(補償対象者に対して補償金を支払う前に保険金を請求する場合)	保険金を補償金に充当することについての承諾書	○	○	○
(10)記名被保険者から補償対象者の遺族への補償金について支払または受領を確認できる書類(「保険金の請求に関する特約」をセットした場合) ^(注)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書 (注)保険金をお支払いした日からその日を含めて30日以内にご提出いただくことが必要となります。	○ (死亡のみ)		
(11)身体障害の程度および手術の内容を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
(12)入院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
(13)身体障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
(14)通院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
(15)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	引受保険会社所定の同意書 等	○	○	○

(3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は(2)をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 個人情報の取扱い 【注意喚起情報】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスののご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報や、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限 【注意喚起情報】

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 継続契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 保険会社破綻時等の取扱い 【注意喚起情報】

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、加入者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、加入者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

用語のご説明

記名被保険者

P9をご覧ください。

業務に起因して発生した症状

補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。

ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。

- ①偶然かつ外来の原因によるもの
- ②労働環境に起因するもの
- ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

業務に従事している間

次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。

- ①補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
- ②上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア.からオ.までのいずれかに該当する間
 - ア.被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中
 - イ.被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間
 - ウ.被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - エ.取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設または業務を行う場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - オ.補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事間および通勤中
- ③上記①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の備車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。

ケガ(傷害)

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限りま。

- ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。
- ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

事故

傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等についてはその発症をいいます。

支払限度額

保険金をお支払いする限度額をいいます。

職業性疾病

労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積して発生したことが明白なもの^(*)をいいます。

(*)振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。

職業性疾病等

次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、次の②から④までの症状からは、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。

- ①職業性疾病
 - ②疲労の蓄積または老化によるもの
 - ③精神的ストレスを原因とするもの^(*)
 - ④かぜ症候群
- (*)ストレス性胃炎等をいいます。

身体障害

傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

損害

補償対象者が加入者証記載の被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害をいいます。

被保険者

P9をご覧ください。

法律上の損害賠償責任

主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

保険金

普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。

保険料

加入者がこの保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

補償金

記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。

補償対象者

P9をご覧ください。

労災認定された疾病等

労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。

労災保険法等

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

弁護士が解説

TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士 大寄 将史

2008年弁護士登録、米国留学・勤務を経て2015年ニューヨーク州弁護士登録。団体交渉や過労死をめぐる労災裁判、ハラスメントをめぐる労働審判など、使用者側代理人として数多くの労働事件を取り扱う。主な著書として「労働時間の法律相談」(青林書院)など。

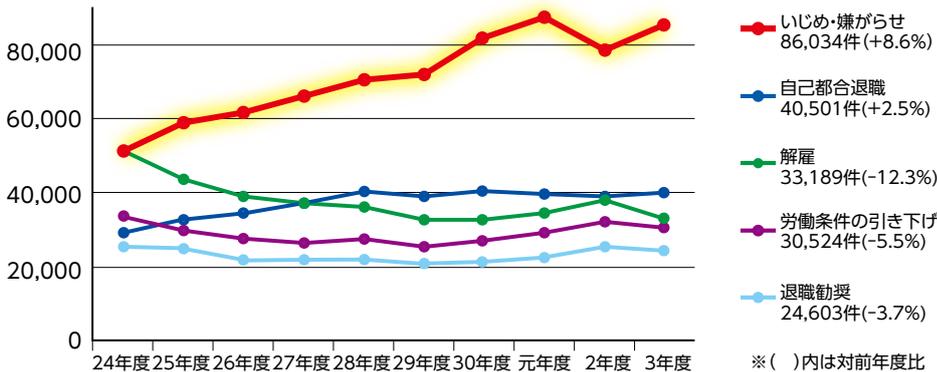


企業経営と労務リスク～ハラスメント問題～

「ハラスメント」という言葉を聞かない日はないというくらいに、昨今はハラスメント問題が一般化しています。2022年4月からは、中小企業においても「パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)」に基づくパワハラ防止措置などが義務化されました。職場のハラスメント問題について、TMI総合法律事務所の大寄将史弁護士に解説いただきます。

増加し続けるハラスメント問題

厚生労働省の集計によれば、平成24年度から令和3年度までの10年間で、民事上の個別労働紛争の相談件数の中で「いじめ・嫌がらせ」が約1.67倍に増加しています。



(厚生労働省「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」(令和4年7月1日)より)

ハラスメントの法的責任

ハラスメントによって、労働者の生命・身体・人格的利益等を違法に侵害した場合には、加害者である個人(上司など)は民事上の不法行為責任(民法709条)を負います。また、加害者個人を雇用している使用者(会社)も、使用者責任(民法715条1項)や労働契約上の安全配慮義務違反(労働契約法5条、民法415条)等の責任を問われる可能性があります。

そして、加害者個人や使用者が上記の責任を負う場合には、被害者である労働者に対しその損害を賠償しなければなりません。労働者の「損害」としては、精神的苦痛に対する慰謝料だけでなく、当該労働者が精神・身体に不調を来して働けなくなった場合の休業損害や逸失利益、治療費等も含まれます。特に被害者が自殺に至った場合等には、賠償すべき金額が相当高額になるケースもあります。

その他、加害者個人は、使用者から懲戒処分を受けることがあるほか、暴力行為や脅迫行為等に及んだ場合は刑事責任を問われることもあります。

高額賠償の事例

パワハラの裁判例においては、上司から、約半年間にわたり、「毎日同じことを言う身にもなれ」「相手にするだけ時間の無駄」「死んでしまえばいい」「辞めればいい」などといった発言を受けていた部下が自殺に至った事案において、会社(従業員約40名、資本金1,000万円)及び上司に、約7,260万円の損害賠償が命じられたケースもあります。

このように、不幸にして重大な結果に至ってしまった場合には、損害賠償額も高額となってしまいます。

企業の対策

昔は問題として表面化していなかったようなハラスメントであっても、時代の変化に伴い、今は大きな問題として取り上げられることが増えてきました。特にSNSなどで情報が拡散し、ひとたび「ブラック企業」などというレッテルが貼られてしまうと、会社にとっては死活問題です。時代の変化に対応し、ハラスメント問題に真剣に取り組むべき時が来ているといえるでしょう。

ハラスメントを予防する観点からは、①トップのメッセージ、②社内のルール作り、③社内の実態の的確な把握、④社員への教育研修、⑤会社としての方針の周知徹底が重要となります。

ハラスメントが起きてしまった場合の事後対応においては、①被害者が安心して相談できる体制の整備と、②会社の実態に即した再発防止策の検討が重要となります。会社の事後対応の適切さ如何で、紛争が拡大する場合もあれば収束する場合もありますので、会社としては慎重に対応する必要があります。パワハラ防止法も施行されるなど、今後ハラスメントに対する従業員や社会全体の意識がさらに高まることが想定されるため、セクハラや妊娠・出産・育児休業等に対するものを含め各種ハラスメントに対し、十分に対策を検討しましょう。

Q & A よくあるご質問についてお答えします。



Q

加入期間(保険期間)中に事業場の従業員の数が増えました。通知する必要はありますか。

A

いいえ。通知の必要はありません。業務災害保険は、加入時の保険料が確定保険料となりますので、加入期間(保険期間)中の通知の必要はありません。



Q

職場の安全衛生活動に力を入れているのですが、保険料は安くなりますか。

A

はい。安全管理等に応じた割引制度をご用意しております。引受保険会社所定の告知事項申告書等に記載された質問事項にご回答いただくことにより、最大25%までの割引率が適用されます。



Q

業務災害保険は経営事項審査の加点対象になりますか。

A

はい。建設業(売上高方式)は経営事項審査で、15ポイントの加点評価が得られます。
(注)死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をセットすること等、所定の要件を満たすことが必要です。

加入期間(保険期間)と加入申込締切日

加入期間(保険期間)：2023年4月1日午後4時～1年間
以降毎月1日(2024年3月1日まで)午後4時～1年間

お申込締切日：加入始期日の前月末日

- Check!**
- 保険料の払込方法 保険料はご指定の預金口座から毎月23日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に引き落とさせていただきます。
 - 第1回保険料振替日 加入始期翌々月の23日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
 - 制度維持費について ご加入者毎に制度維持費として保険料とは別に、保険契約者である全国商工会連合会に月々100円をお支払いいただけます。制度維持費は保険料に上乗せして引き落とさせていただきます。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277** (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合 遅滞なくご加入の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス **0120-258-189** (無料)
三井住友海上事故受付センター

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **0570-022-808** [ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]
そんぽADRセンター

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

引受保険会社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<https://www.ms-ins.com>

[引]受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

<ご連絡先>

■ 代理店・扱者 ■

■ 商工会名 ■

2023年4月1日
以降始期加入用

日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会

業務災害補償保険

【対象制度】 日本商工会議所 業務災害補償プラン、東京商工会議所 業務災害補償共済(売上高方式)、
全国商工会連合会 業務災害保険、全国中小企業団体中央会 業務災害補償プラン・中央会 ビジネスJネクスト

はじめに

- この「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」は、各制度の『業務災害補償保険』パンフレットに掲載の補償・特約の内容(補償内容・保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の額・保険金をお支払いしない主な場合)についてご説明しています。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- 商品の構成やご加入の条件、および特約のセット可否等は制度ごとに異なりますので、各制度の『業務災害補償保険』パンフレットをご参照ください。

目次

基本の補償／補償の詳細

■ 従業員・遺族のための補償

死亡補償保険金	P 01
後遺障害補償保険金	P 01
入院補償保険金	P 02
手術補償保険金	P 02
通院補償保険金	P 02

■ 事業者を守るための補償

使用者賠償責任補償特約	P 03
事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約	P 04
事業者費用補償(ワイド・実損型)特約	P 05
特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約	P 06
コンサルティング費用補償特約	P 07
雇用慣行賠償責任補償特約	P 08

オプション補償／補償の詳細

フルタイム補償特約	P 09
傷害医療費用補償保険金支払特約	P 09
休業補償保険金支払特約	P 10
天災危険補償特約	P 10
天災危険補償支払限度額設定特約	P 11
特定感染症危険[後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金]補償特約	P 11
特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約	P 12
保険金の請求に関する特約	P 12
被災労働者支援費用補償特約	P 12
事業者費用補償(定額型)特約	P 12

「メディカルJネクスト」

疾病補償(医療費用実損型)特約	P 13
疾病補償(入院日額型)特約	P 14
特定疾病(八大疾病および精神障害)のみ補償特約(疾病補償特約用)	P 15

保険金をお支払いしない主な場合の共通事項	P 16
用語の説明	P 17

この保険では、日本国内・日本国外における加入期間（保険期間）中の事故による損害が補償の対象となります。（使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約、事業者費用補償（ワイド・実損型）特約、コンサルティング費用補償特約および疾病補償特約（医療費用実損型、入院日額型）を除きます。）

業務災害補償保険の補償内容（保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合）をご説明します。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

基本の補償／補償の詳細

従業員・遺族のための補償

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合（お支払いする保険金の額）	保険金をお支払いしない主な場合															
<p>死亡補償保険金 （死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約）</p> 	<p>次のいずれかの事象が発生した場合</p> <p>(1) 補償対象者が、業務に従事している間に傷害および下記「死亡補償保険金支払の対象となる症状」を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>(2) 補償対象者が、労災認定された疾病等および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状（下記「死亡補償保険金支払の対象となる症状」を除きます。）を発症し、その直接の結果として死亡した場合</p> <p>死亡補償保険金支払の対象となる症状</p> <table border="1" data-bbox="343 862 1204 1086"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th> <th>基本分類コード</th> <th>具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線の作用</td> <td>T67</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧の作用</td> <td>T70</td> <td>潜函病<減圧病></td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td>W81</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝露</td> <td>W94</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。</p> <p>お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>（注1）同一の補償対象者が被った身体障害について既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額から既にお支払いした金額を差し引いた残額を限度とします。</p> <p>（注2）損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>	外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例	熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	T70	潜函病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通事項(1) (P16) 記載の事項 ● 共通事項(2) (P16) 記載の事項 <p style="text-align: right;">等</p>
外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例															
熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病															
気圧または水圧の作用	T70	潜函病<減圧病>															
低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症															
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病															
<p>後遺障害補償保険金 （死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約）</p> 	<p>次のいずれかの事象が発生した場合</p> <p>(1) 補償対象者が、業務に従事している間に傷害および業務に起因して発生した症状を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合</p> <p>(2) 補償対象者が、労災認定された疾病等を発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合</p> <p>お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%～4%を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>（注1）補償対象者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の等級を認定して、後遺障害補償保険金をお支払いします。</p> <p>（注2）同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から既にあつた後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて算出した額を支払限度額とします。</p> <p>（注3）保険期間を通じて同一の補償対象者に対してお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。</p> <p>（注4）損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>																

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いしない主な場合
<p>入院補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金) 支払特約</p> 	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合</p> <p>お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき、【入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)「入院した日数」は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、「入院した日数」に含めません。</p> <p>(注2)入院中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、入院補償保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通事項(1) (P16) 記載の事項 ● 共通事項(2) (P16) 記載の事項 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>手術補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金) 支払特約</p> 	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合</p> <p>お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×10</p> <p>② ①以外の手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×5</p> <p>(注1)同一の事故による身体障害について1回の手術に限ります。また、同一の事故による身体障害について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p> <p>(注2)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>	
<p>通院補償保険金 (通院補償保険金) 支払特約</p> 	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として通院した場合</p> <p>お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)「通院した日数」は、90日を限度とし、オンライン診療による診察を含みます。ただし、いかなる場合においても事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、「通院した日数」に含めません。</p> <p>(注2)通院しない場合でも、骨折、脱臼、靭帯損傷等の身体障害を被った所定の部位(*1)を固定するために医師の指示によりギプス等(*2)を常時装着したときは、その日数を「通院した日数」に含めます。</p> <p>(注3)入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「通院した日数」に含めません。</p> <p>(注4)通院中にさらに通院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、通院補償保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注5)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p> <p>(注6)柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の日数を、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、保険金をお支払いします。また、鍼・灸・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>(*1)所定の部位とは、次のいずれかの部位をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等(*2)の固定具を装着した場合に限ります。 3. 肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等(*2)の固定具を装着した場合に限ります。 <p>(*2)ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まれません。</p>	

事業者を守るための補償

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



使用者賠償責任補償特約

使用者賠償保険金

保険金をお支払いする場合

補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害^(※1)を被ったことにより、被保険者^(※2)が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき

- ① 労災保険法等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 次のいずれか高い金額
 - (ア) 被保険者^(※2)が災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額
 - (イ) 被保険者^(※2)がこの特約がセットされた保険契約の保険金^(※7)の支払いによって法律上の損害賠償責任を免れる金額

(※1) 傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(※2) 被保険者は下表のとおりです。

右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人 ^(※3) の役員等または使用人が補償対象者である場合
(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人 ^(※4) ^(※5)	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人 ^(※4) ^(※5) (c) 記名被保険者の下請負人 ^(※3) ^(※6) (d) 上記(c)の役員および使用人 ^(※6)

(※3) 建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

(※4) 既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

(※5) 記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限りします。

(※6) 記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限りします。

(※7) 同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。

お支払いする保険金の額

- (1) 補償対象者1名および1回の災害^(※)につき、【損害賠償責任額】－【前記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】(以下、「正味損害賠償金額」といいます。)を保険金としてお支払いします。ただし、被保険者の数にかかわらず、支払限度額を限度とします。
 - (2) 1回の災害^(※)によって複数の補償対象者が身体の障害を被った場合、1回の災害^(※)について保険金としてお支払いする正味損害賠償金額の総額は、身体の障害を被ったそれぞれの補償対象者について定められている1回の災害^(※)の支払限度額のうち、最も大きい額を限度とします。
- (※) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いしません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。
 - ① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約または災害補償規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用
 - ② 被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
 - ③ 労働基準法の休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
 - ④ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額

使用者費用保険金

保険金をお支払いする場合

補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害^(※1)を被ったことにより、被保険者^(※2)が法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟費用^(※3)、弁護士報酬^(※3)、仲裁・和解・調停費用^(※3)、示談交渉費用^(※3)、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合

(※1) 傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(※2) 被保険者はP3記載の表のとおりです。

(※3) 引受保険会社の書面による同意を得て支出したものに限ります。

お支払いする保険金の額

前記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。

(注) 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用、示談交渉費用については、【損害賠償責任額】－【使用者賠償保険金の「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】が1回の災害^(※)に適用する支払限度額を超える場合は、保険金を削減してお支払いします。

(※) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

「使用者賠償保険金」の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の事項



事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約

保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者が後記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき

(1) 死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合

(2) 労災保険法等によって給付が決定した精神障害^(※)により補償対象者が休職した場合

(※) この特約の用語の説明において規定する精神障害をいいます。

お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、下記(a)に規定する費用については、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限ります。また、補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。

(a) 前記「保険金をお支払いする場合」(1)に該当した場合

① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用

② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救援者費用

③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用

④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用^(※1)

⑤ その他死亡補償保険金または後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。

(b) 前記「保険金をお支払いする場合」(2)に該当した場合

① 補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用^(※2)

② 補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用^(※2)

(※1) 代替要員の賃金は含みません。

(※2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。

(注1) 補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用についてお支払いする保険金の額は、1事故につき補償対象者1名ごとに100万円または保険証券等記載の事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。

(注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

● 死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いしない場合(ただし、労災保険法等によって給付が決定した精神障害により補償対象者が休職した場合には、保険金をお支払いします。)



事業者費用補償(ワイド・実損型)特約

(注)「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者が後記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき

- (1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合
 - (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合^(*)
- (*) 日本国内においてなされた行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りです。

お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、次の①から⑥および⑨に規定する費用については、前記「保険金をお支払いする場合」に記載された事象の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限りです。また、補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。

- ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救済者費用
- ③ 前記「保険金をお支払いする場合」(1)の原因となった事故現場の清掃費用等の復旧費用
- ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用^{(*)1}
- ⑤ 前記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用
- ⑥ 前記「保険金をお支払いする場合」(1)の事象と同種の事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用^{(*)2} ^{(*)3}
- ⑦ 精神障害^{(*)4}により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用^{(*)3}
- ⑧ 精神障害^{(*)4}により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用^{(*)3}
- ⑨ その他普通保険約款またはこの保険契約にセットされる特約の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。

(*)1 代替要員の賃金は含みません。

(*)2 この保険契約において死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約の規定により死亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に限りです。

(*)3 引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用に限りです。

(*)4 この特約の用語の説明において規定する精神障害をいいます。

(注1) 補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用についてお支払いする保険金の額は、1事故につき補償対象者1名ごとに100万円または保険証券等記載の事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。

(注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

- **共通事項(1)** (P16) 記載の事項
 - **共通事項(2)** (P16) 記載の事項
 - 「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。
 - ① 初年度契約^{(*)1}の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
 - ア. 初年度契約^{(*)1}の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合
 - イ. 他の保険会社において、初年度契約^{(*)1}の始期日を保険期間の満期日とし、雇用慣行賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合
 - ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^{(*)2}に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (*)1 継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。
- (*)2 適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 等



特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約

(注)「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされた加入に、自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

補償対象者が保険期間中^(※1)に特定感染症^(※2)を発病した場合に、その発病の日^(※3)からその日を含めて180日以内に、記名被保険者が後記「お支払いする保険金の額」①～⑤の費用を負担したとき

(注) 補償対象者の特定感染症^(※2)の発病によって記名被保険者が被る損害に対しては、「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」ではなく、この特約でお支払いします。

- (※1) 補償対象者が記名被保険者の構成員(役員等および使用人)以外の方の場合は、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事することが定められた期間であり、かつ保険期間中であることをいいます。
- (※2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する次のいずれかに該当する感染症をいいます。
 - ① 第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症
 - ② 第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症。ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。
 - ③ 第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- (※3) 一連の発病^(※4)における最初の発病の日をいいます。
- (※4) 同一の事業場において、複数の補償対象者が特定感染症^(※2)を発病した場合で、直前に発病した補償対象者の発病の日の翌日から起算して14日以内に別の補償対象者が発病したときは、それら複数の補償対象者の発病を、感染経路にかかわらず「一連の発病」とみなします。

お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の①～⑤の費用を実際に負担し、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、一連の発病につき、事業者費用補償特約支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

- ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
 - ② 特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用
 - ③ 特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用^(※1)
 - ④ 特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用^(※2)
 - ⑤ 特定感染症を発病した補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用^{(※3)(※4)}
- (※1) 代替要員の賃金は含みません。
(※2) 残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。
(※3) 特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含みません。
(※4) 通信費用には、これらの機器の取得費用は含みません。また、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内の期間におけるこれらの機器の通信費用に対する費用に限ります。
(注) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

● 初年度契約^(※)の場合、始期日の翌日から起算して14日以内に特定感染症を発病したことによる損害については保険金をお支払いしません。

(※) 継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。



コンサルティング費用補償特約

保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者^(※1)が、日本国内で行うコンサルティング^(※6)に関する後記「お支払いする保険金の額」①～③の費用を負担したとき

- (1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体の障害^(※7)を被った場合（業務に従事している間に身体の障害を被ったと疑われる場合を含みます。）
- (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合^(※8)

(※1) 被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。

(ア) 上記の事象(1)に該当する場合は下表のとおり

右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人 ^(※2) の役員等または使用人が補償対象者である場合
(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人 ^{(※3)(※4)}	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者のすべての役員および使用人 ^{(※3)(※4)} (c) 記名被保険者の下請負人 ^{(※2)(※5)} (d) 上記(c)の役員および使用人 ^(※5)

(イ) 上記の事象(2)に該当する場合は記名被保険者

(※2) 建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

(※3) 既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

(※4) 記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限りします。

(※5) 記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限りします。

(※6) コンサルティング事業者（上記の事象に関連した被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。）が行う支援、指導または助言業務をいいます。

(※7) 傷害または疾病（風土病および職業性疾病を除きます。）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(※8) 日本国内においてなされた行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りします。

お支払いする保険金の額

被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て次の①～③の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、補償対象者1名につき、100万円を限度とします。

- ① 前記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した場合の相談等対応
 - ② 再発防止対応
 - ③ 前記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等の方法の策定
- (注) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

● 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

● 「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。

- ① 初年度契約^(※1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
 - ア. 初年度契約^(※1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合
 - イ. 他の保険会社において、初年度契約^(※1)の始期日を保険期間の満期日とし、雇用慣行賠償責任補償特約第2条（保険金を支払う場合）①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合

② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(※2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

(※1) 継続契約以外の「コンサルティング費用補償特約」がセットされている契約をいいます。

(※2) 適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 等



雇用慣行賠償責任補償特約

(注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社保険証券等(写)を添付してください。

保険金をお支払いする場合

被保険者^(※1)が、日本国内において行った次のいずれかの行為によって、保険期間中に補償対象者^(※4)または第三者から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合

- (1) 補償対象者^(※4)に対して行った不当行為(不当解雇等、差別的行為、ハラスメント等)
- (2) 第三者ハラスメント^(※3)。ただし、上記(1)に該当する場合を除きます。

(※1) 被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者のすべての役員および使用人^(※2)。ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為または第三者ハラスメント^(※3)に起因して損害を被る場合に限りません。
- ③ [記名被保険者が建設業者の場合] 記名被保険者の下請負人、下請負人の役員および使用人。ただし、上記(2)の行為によって記名被保険者とともに損害を被った場合に限りません。

(※2) 使用人とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

(※3) 記名被保険者の構成員(役員等および使用人)である補償対象者が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または構成員としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメントまたは第三者に対して行った人格権侵害をいいます。

(※4) 補償対象者には次の方を含みます。

- ① 既に退職している方。ただし、不当解雇等以外の不当行為については、初年度契約の始期日より前に退職した方を除きます。
- ② 子会社^(※5)の構成員。ただし、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、保険証券等記載の補償対象者の範囲と同様の方とします。
- ③ 記名被保険者の採用応募者

(※5) 会社法(平成17年法律第86号)第2条に定める子会社をいいます。

お支払いする保険金の額

一連の損害賠償請求^(※1)および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

(※1) 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為^(※2)またはその行為^(※2)に関連する他の行為^(※2)に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

(※2) 行為とは、不当行為または第三者ハラスメントをいいます。

(注) 次のいずれかに該当する損害賠償請求または争訟については、争訟費用および応訴費用を負担したことによって被る損害に対してのみ保険金をお支払いします。

- ① 法令、労働協約、就業規則、給与規程等の規定により支払われるべき賃金(時間外または休日の割増賃金を含みます。)、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求
- ② 記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の方からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟

保険金をお支払いしない主な場合

● 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(1) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ② 被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求

(2) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 初年度契約^(※1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ア. 初年度契約^(※1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合
 - イ. 他の保険会社において、初年度契約^(※1)の始期日を保険期間の満期日とし、第2条(保険金を支払う場合)①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合
- ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(※2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④ 直接であると間接であると問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾に起因する損害賠償請求
- ⑤ 直接であると間接であると問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求
- ⑥ 身体の障害^(※3)
- ⑦ 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求。ただし、不当行為に起因して発生した損害賠償請求を除きます。

(※1) 継続契約以外の「雇用慣行賠償責任補償特約」がセットされている契約をいいます。

(※2) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(※3) 傷害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡をいいます。

等

オプション補償／補償の詳細

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※ご加入条件によってセットできない特約があります。



フルタイム補償特約

(注) 補償対象者が「記名被保険者の事業主または役員」の場合のみセットできます。(中央会ビジネス)ネクストを除く)

保険金をお支払いする場合

補償対象者が記名被保険者の業務に従事していない間にケガを被った場合で、次の①～⑬の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。

- | | | |
|-------------------------|------------------------|------------------|
| ① 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 | ⑥ 退院時一時補償保険金支払特約 | ⑪ 事業者費用補償(定額型)特約 |
| ② 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 | ⑦ 長期療養補償保険金支払特約 | ⑫ 被災労働者支援費用補償特約 |
| ③ 通院補償保険金支払特約 | ⑧ 休業補償保険金支払特約 | ⑬ コンサルティング費用補償特約 |
| ④ 傷害医療費用補償保険金支払特約 | ⑨ 事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 | |
| ⑤ 入院時一時補償保険金支払特約 | ⑩ 事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 | |

お支払いする保険金の額

それぞれの補償保険金の額に従います。

保険金をお支払いしない主な場合

- **共通事項(1)** (P16) 記載の事項
- **共通事項(2)** (P16) 記載の事項
- 「コンサルティング費用補償特約」については「コンサルティング費用補償特約」の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の事項 等



傷害医療費用補償保険金支払特約

保険金をお支払いする場合

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合で、補償対象者が次のいずれかの費用を負担したとき。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額に限ります。

- ① 治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代(*)およびその他補償対象者が病院・診療所に支払った費用
 - ② 入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。)
 - ③ 医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用
- (*) 医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

お支払いする保険金の額

1回の事故および補償対象者1名につき、医療費用補償保険金支払限度額または補償対象者が負担した費用の額のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。

(注) 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用から差し引きます。

- 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付
- 補償対象者が負担した費用について第三者から支払われた損害賠償金
- 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付

保険金をお支払いしない主な場合

- **共通事項(1)** (P16) 記載の事項
- **共通事項(2)** (P16) 記載の事項 等



休業補償保険金支払特約

(注) 免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、補償期間は90日、180日、365日、730日のいずれかをそれぞれご選択いただけます。

保険金をお支払いする場合

補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合

(注) 【再び就業不能となった場合の取扱い】

免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過する日までに、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。(再び就業不能となった期間に対しては、新たに免責期間および補償期間を適用しません。)

お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、【休業補償保険金支払限度日額】×【就業不能期間の日数】を限度に保険金をお支払いします。

(注1) 「就業不能期間」とは、補償期間内における補償対象者の就業不能の日数をいいます。

(注2) 保険期間中かつ休業補償保険金のお支払いを受けられる期間内に、さらに休業補償保険金のお支払いを受けられる身体障害を被った場合は、上記計算式の「就業不能期間の日数」について、休業補償保険金を重ねてはお支払いしません。(後の身体障害についてはその身体障害の発生の日に就業不能となったものとみなし、新たに免責期間および補償期間を適用します。)

(注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

(注4) 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の日数を、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、保険金をお支払いします。また、鍼・灸・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、保険金のお支払いの対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合

● **共通事項(1)** (P16) 記載の事項

● **共通事項(2)** (P16) 記載の事項

等

(注1) 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、再び就業不能となった期間について記名被保険者が支出した補償金に対しては、保険金をお支払いしません。

(注2) ご契約をお引受した場合でも、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時(*)より前であるときは、保険金をお支払いしません。

(*) この特約をセットしたご契約を継続された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

特約名称	特約の説明
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、次の①～⑯の特約をセットしているときに保険金をお支払いする特約です。 また、「使用者賠償責任補償特約」において、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、保険金をお支払いします。ただし、「使用者賠償責任補償特約」第7条(支払保険金)に規定する額または1億円のいずれか低い額が限度となります。 ① 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ② 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③ 通院補償保険金支払特約 ④ 傷害医療費用補償保険金支払特約 ⑤ 入院時一時補償保険金支払特約 ⑥ 退院時一時補償保険金支払特約 ⑦ 長期療養補償保険金支払特約 ⑧ 休業補償保険金支払特約 ⑨ 特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約 ⑩ 疾病補償(医療費用実損型)特約 ⑪ 疾病補償(入院日額型)特約 ⑫ 事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑬ 事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑭ 事業者費用補償(定額型)特約 ⑮ 被災労働者支援費用補償特約 ⑯ コンサルティング費用補償特約

特約名称	特約の説明				
<p>天災危険補償 支払限度額設定特約 (注)「天災危険補償特約」と必ずセットでお引き受けします。</p>	<p>天災危険補償特約で補償する保険金の支払限度額(補償対象者1名あたり、1事故・保険期間通算)を設定するための特約です。支払限度額は次のとおり設定されます。</p> <table border="1" data-bbox="403 241 1476 315"> <tr> <td>1事故・補償対象者1名あたり</td> <td>支払保険金(*)の合計額、または5,000万円のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>1事故・保険期間通算(記名被保険者あたり)</td> <td>10億円</td> </tr> </table> <p>(*) 次の①～⑯の特約の規定により算出した支払保険金をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ② 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③ 通院補償保険金支払特約 ④ 傷害医療費用補償保険金支払特約 ⑤ 入院時一時補償保険金支払特約 ⑥ 退院時一時補償保険金支払特約 ⑦ 長期療養補償保険金支払特約 ⑧ 休業補償保険金支払特約 ⑨ 特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約 ⑩ 疾病補償(医療費用実損型)特約 ⑪ 疾病補償(入院日額型)特約 ⑫ 事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑬ 事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑭ 事業者費用補償(定額型)特約 ⑮ 被災労働者支援費用補償特約 ⑯ コンサルティング費用補償特約 	1事故・補償対象者1名あたり	支払保険金(*)の合計額、または5,000万円のいずれか低い額	1事故・保険期間通算(記名被保険者あたり)	10億円
1事故・補償対象者1名あたり	支払保険金(*)の合計額、または5,000万円のいずれか低い額				
1事故・保険期間通算(記名被保険者あたり)	10億円				
<p>特定感染症危険 「後遺障害補償保険金、 入院補償保険金、 通院補償保険金 および休業補償保険金」 補償特約</p>	<p>補償対象者が身体障害(*1)を被り、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、初年度契約(*2)の場合、この保険契約の始期日からその日を含めて10日以内に特定感染症を発病したことによる損害については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 後遺障害が生じた場合 ② 入院した場合 ③ 通院した場合 ④ 就業不能となった場合 <p>(*1) 業務中、業務外を問わず、保険期間中(*3)に特定感染症を発病した状態をいいます。</p> <p>(*2) 継続契約以外の「特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約」がセットされている契約をいいます。</p> <p>(*3) 補償対象者が記名被保険者の構成員(役員等および使用人)以外の方の場合は、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事することが定められた期間であり、かつ保険期間中であることをいいます。</p> <p>(注1) 死亡・後遺障害補償保険金支払限度額、入院補償保険金支払限度日額、通院補償保険金支払限度日額および休業補償保険金支払限度日額のうち保険証券等に記載されている補償保険金について、この特約の規定がそれぞれ適用されます。</p> <p>(注2) 上記④に該当した場合、保険金のお支払いの対象となる就業不能期間は30日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、就業不能の開始の日からその日を含めて180日を経過した後の就業不能については、就業不能期間の日数に含めません。</p> <p>(注3) 下記の特約がセットされている場合、この特約での取扱いにご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院補償保険金および通院補償保険金の支払限度日数および支払対象期間を変更する特約がセットされている保険契約でも、この特約による支払限度日数および支払対象期間は変更されません。 ・「入院補償保険金および通院補償保険金の7日間2倍支払特約」または「入院補償保険金の7日間2倍支払特約」がセットされている保険契約でも、この特約による入院補償保険金および通院補償保険金は2倍支払の対象となりません。 ・この特約がセットされていても、「入院時一時補償保険金支払特約」、「退院時一時補償保険金支払特約」、「長期療養補償保険金支払特約」、または「傷害医療費用補償保険金支払特約」は特定感染症を発病したことによる損害についてはお支払いの対象となりません。 				

特約名称	特約の説明								
特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約	<p>次のいずれかの事象により、補償対象者^(*)が保険期間中に休業を開始し、連続して休業した期間が31日以上となった場合に、記名被保険者が負担した費用^(※)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、補償対象者^(*)1名につき、補償期間中100万円を限度とします。</p> <p>①補償対象者^(*)が、八大疾病^(*)または精神障害^(*)を発病した場合^(*) ②補償対象者^(*)が、対象親族^(*)の介護のために介護休業を取得した場合</p> <p>(※)その補償対象者に対する社会保険料、またはその補償対象者が職場復帰するための職場環境整備費用等で、その額および使途が社会通念上妥当な費用とします。</p> <p>(*)記名被保険者の構成員(役員等および使用人)をいいます。 (2)この特約の別表に規定する悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎をいいます。 (3)この特約の別表に規定する精神障害をいいます。 (4)初年度契約の場合、保険期間の開始時より前に発病した八大疾病^(*)または精神障害^(*)による損害については保険金をお支払いしません。 (5)補償対象者の配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹その他この特約に規定する方をいいます。 (注)対象となる費用によって、お支払いする保険金に限度額があります。</p>								
保険金の請求に関する特約	<p>記名被保険者が補償対象者に対して補償金を支払う前に、保険金^(*)の支払いを引受保険会社に請求することができる特約です。</p> <p>なお、この特約をセットしていただく際、加入申込時に、記名被保険者および補償対象者代表の方から「業務災害補償保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただく必要があります。</p> <p>(*)次の①～⑩の特約の規定により支払われる保険金をいいます。</p> <p>①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④傷害医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨疾病補償(医療費用実損型)特約 ⑩疾病補償(入院日額型)特約</p>								
被災労働者支援費用補償特約	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、事故発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、記名被保険者が負担した費用^(※)を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、1回の事故につき補償対象者1名ごとに、100万円を限度とします。</p> <p>(※)その補償対象者や対象親族^(*)の交通費、または宿泊施設の客室料等で、その額および使途が社会通念上妥当な費用とします。</p> <p>(*)補償対象者の配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹その他この特約に規定する方をいいます。 (注)対象となる費用によって、お支払いする保険金に限度額があります。</p>								
事業者費用補償(定額型)特約	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金(第7級以上)が支払われる場合に、次の事業者費用補償保険金を記名被保険者にお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="400 1420 1476 1547"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>事業者費用補償保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡補償保険金</td> <td>補償対象者1名につき100万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害補償保険金(後遺障害第1級から第3級までの場合)</td> <td>補償対象者1名につき25万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害補償保険金(後遺障害第4級から第7級までの場合)</td> <td>補償対象者1名につき15万円</td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類	事業者費用補償保険金の額	死亡補償保険金	補償対象者1名につき100万円	後遺障害補償保険金(後遺障害第1級から第3級までの場合)	補償対象者1名につき25万円	後遺障害補償保険金(後遺障害第4級から第7級までの場合)	補償対象者1名につき15万円
保険金の種類	事業者費用補償保険金の額								
死亡補償保険金	補償対象者1名につき100万円								
後遺障害補償保険金(後遺障害第1級から第3級までの場合)	補償対象者1名につき25万円								
後遺障害補償保険金(後遺障害第4級から第7級までの場合)	補償対象者1名につき15万円								

この特約は「ワイドプラン、ベーシックプラン」、「フリープラン」にのみセットすることができます。

この特約は「フリープラン」にのみセットすることができます。



疾病補償(医療費用実損型)特約

疾病補償特約付帯業務災害補償保険

(注)前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社保険証券等(写)を添付してください。
前契約に当てはまるケースについては代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、補償対象者^(*)が後記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき

(1) 補償対象者^(*)が疾病を発病^(*)し、その直接の結果として、日本国内において入院を開始した場合に、入院を開始した日からその日を含めて365日以内に補償対象者^(*)が治療費用または入院諸費用を負担した場合

(2) 補償対象者^(*)が疾病を発病^(*)し、その治療のために日本国内において先進医療、拡大治験または患者申出療養を受け、補償対象者^(*)が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担した場合

(*) 補償対象者とは、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、次のいずれかに該当する方をいいます。ただし、始期日における満年齢が75才以上の方を除きます。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定する被保険者(ただし、同条第2項に規定する日雇特例被保険者および第4項に規定する任意継続被保険者を除きます。)
- ・国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第37条第1項および地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第39条第1項に規定する組合員
- ・私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第14条第1項に規定する教職員等
- ・船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条に規定する船員として船舶所有者に使用される方
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(ただし、第37条の2第1項に規定する高齢被保険者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。)
- ・記名被保険者が個人事業主の場合には、記名被保険者本人

(*)2 保険期間の開始時^{(*)3}より前に発病した疾病^{(*)4}による損害については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の引受保険会社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)を継続された場合で、疾病^{(*)4}を発病した時が、その疾病^{(*)4}による入院を開始した日またはその疾病^{(*)4}の治療のために先進医療、拡大治験もしくは患者申出療養を受けた日からご契約の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。

(*)3 この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の引受保険会社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)を継続された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

(*)4 疾病には、その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

お支払いする保険金の額

記名被保険者が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、下記(a)に規定する費用については、補償対象者1名ごとに1回の入院につき100万円、下記(b)に規定する費用については、1回の先進医療、拡大治験または患者申出療養につき1,000万円を限度とします。

(a) 前記「保険金をお支払いする場合」(1)に該当した場合

- ① 治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金
- ② 差額ベッド代^{(*)1}
- ③ 親族が補償対象者の付添をした場合に負担した交通費および寝具等の使用料(ただし、重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が必要と認めた付添期間に負担した費用に限ります。)
- ④ ホームヘルパーの雇入費用(ただし、医師が必要と認めた付添期間または家事従事者である補償対象者が入院している期間に負担した費用に限ります。)
- ⑤ 入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。)
- ⑥ 食事療養費

(b) 前記「保険金をお支払いする場合」(2)に該当した場合

- ① 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用(ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費^{(*)2}を除きます。)
- ② 入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。)
- ③ 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために必要とした宿泊費(ただし、1泊につき1万円を限度とします。)

(*)1 病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。

(*)2 公的医療保険制度を定める法律に規定された「保険外併用療養費」をいい、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。

(注) 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用から差し引きます。

- 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費
- 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付
- 補償対象者が負担した費用について第三者から支払われた損害賠償金
- 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
 - ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
 - ⑤ 補償対象者の故意または重大な過失
 - ⑥ 補償対象者の自殺行為
 - ⑦ 補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が使用した場合には、保険金をお支払いします。)
 - ⑧ 補償対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用(ただし、治療を目的として医師が使用した場合には、保険金をお支払いします。)
 - ⑨ 補償対象者の妊娠または出産(ただし、「療養の給付」(*)等の支払の対象となる場合には、保険金をお支払いします。)
 - 補償対象者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金をお支払いしません。
- (*) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。



疾病補償(入院日額型)特約

疾病補償特約付帯業務災害補償保険

(注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社保険証券等(写)を添付してください。
前契約に当てはまるケースについては代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合

補償対象者(*)が疾病を発病(**)し、その直接の結果として入院した場合

- (*) 補償対象者とは、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、次のいずれかに該当する方をいいます。ただし、始期日における満年齢が75才以上の方を除きます。
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定する被保険者(ただし、同条第2項に規定する日雇特例被保険者および第4項に規定する任意継続被保険者を除きます。)
 - ・国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第37条第1項および地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第39条第1項に規定する組合員
 - ・私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第14条第1項に規定する教職員等
 - ・船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条に規定する船員として船舶所有者に使用される方
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(ただし、第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。)
 - ・記名被保険者が個人事業主の場合には、記名被保険者本人
- (**) 保険期間の開始時(***)より前に発病した疾病(***)による損害については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の引受保険会社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)を継続された場合で、疾病(***)を発病した時が、その疾病(***)による入院を開始した日からご契約の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
- (***) この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の引受保険会社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)を継続された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
- (****) 疾病には、その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、【疾病入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。

- (注1) 入院した日数は、保険証券等記載の支払限度日数を限度とします。ただし、いかなる場合においても、入院を開始した日からその日を含めて365日を経過した後の入院については、入院した日数に含めません。
- (注2) 入院中にさらに疾病入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する疾病を発病した場合は、疾病入院補償保険金を重ねてはお支払いしません。
- (注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

「疾病補償(医療費用実損型)特約」の「保険金をお支払いしない主な場合」(P14)に記載の事項



特定疾病(八大疾病 および精神障害)のみ補償特約 (疾病補償特約用)

特約の説明

補償対象者^(*1)の八大疾病^(*2)または精神障害^(*3)の治療を目的とする場合に限り、この保険契約にセットされた「疾病補償(医療費用実損型)特約」および「疾病補償(入院日額型)特約」に従い、保険金をお支払いします。

(*1)「疾病補償(医療費用実損型)特約」および「疾病補償(入院日額型)特約」において規定する補償対象者をいいます。

(*2)この特約の別表に規定する悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎をいいます。

(*3)この特約の別表に規定する精神障害をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合の共通事項

共通事項(1)

●次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤風土病
- ⑥職業性疾病等
- ⑦補償対象者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的
他覚所見のないもの
- ⑧補償対象者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合
には、保険金をお支払いします。)
- ⑨原因がいかなくとも、補償対象者の誤嚥(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。))によって生じた肺炎 等

共通事項(2)

●次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①補償対象者の故意または重大な過失(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお
支払いします。)
 - ②補償対象者の自殺行為(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。)
 - ③補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故
 - ④補償対象者の脳疾患、疾病(職業性疾病等は含みません。)(または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等
である場合には、保険金をお支払いします。))
 - ⑤補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、
保険金をお支払いします。)
 - ⑦補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。))、ゴーカート、スノーモービルその他これら
に類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間 等
- (注)補償対象者の身体障害が労災認定された疾病等の場合、保険期間終了の日より3年経過後に補償対象者またはその遺族より被保険者に対して
なされた補償金の請求については、保険金をお支払いしません。

用語の説明

拡大治験	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験をいいます。
患者申出療養	厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められた病院等において行われるものに限ります。
記名被保険者	パンフレット「ご加入の条件等」をご覧ください。
業務に起因して発生した症状	補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。 ①偶然かつ外来の原因によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの
業務に従事している間	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ①補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 ②上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア.からオ.までのいずれかに該当する間 ア.被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中 イ.被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 ウ.被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 エ.取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設または業務を行う場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 オ.補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中 ③上記①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の備車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。
ケガ(傷害)	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(*) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限ります。 ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。 ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
事故	傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等についてはその発症をいいます。
支払限度額	保険金をお支払いする限度額をいいます。
職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの ^(*) をいいます。 (*)振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。
職業性疾病等	次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、次の②から④までの症状からは、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。 ①職業性疾病 ②疲労の蓄積または老化によるもの ③精神的ストレスを原因とするもの ^(*) ④かぜ症候群 (*)ストレス性胃炎等をいいます。
身体障害	傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
先進医療	治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。
損害	補償対象者が被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害をいいます。
被保険者	パンフレット「ご加入の条件等」をご覧ください。
法律上の損害賠償責任	主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
補償金	記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。
補償対象者	パンフレット「ご加入の条件等」をご覧ください。
労災認定された疾病等	労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。
労災保険法等	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)もしくは船員保険法(昭和14年法律第73号)またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

<ご連絡先>

■ 代理店・扱者 ■

■ 団体名 ■